

盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市勤労福祉会館条例</p> <p>昭和62年9月30日条例第29号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市勤労福祉会館条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるものほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市勤労福祉会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に する盛岡市勤労福祉会館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治 法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理 する勤労福祉会館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）につい て適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例 による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) 盛岡市勤労福祉会館</p> <p>ア 大ホール等の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から</th><th>午後1時から</th><th>午後6時から午後</th><th>午前9時から午後</th><th>午後1時から午後</th><th>午前9時から午後</th></tr> </thead> </table>	区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から午後	午前9時から午後	午後1時から午後	午前9時から午後	<p>○盛岡市勤労福祉会館条例</p> <p>昭和62年9月30日条例第29号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市勤労福祉会館条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるものほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) 盛岡市勤労福祉会館</p> <p>ア 大ホール等の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から</th><th>午後1時から</th><th>午後6時から午後</th><th>午前9時から午後</th><th>午後1時から午後</th><th>午前9時から午後</th></tr> </thead> </table>	区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から午後	午前9時から午後	午後1時から午後	午前9時から午後
区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から午後	午前9時から午後	午後1時から午後	午前9時から午後									
区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から午後	午前9時から午後	午後1時から午後	午前9時から午後									

改正後							改正前						
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	5時まで	9時まで	9時まで		正午まで	午後5時まで	午後9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
大ホール	7,350円	9,900円	7,350円	17,250円	17,250円	24,600円		4,900円	6,600円	4,900円	11,500円	11,500円	16,400円
研修室兼展示室	2,700円	3,750円	2,700円	6,450円	6,450円	9,150円		1,800円	2,500円	1,800円	4,300円	4,300円	6,100円
教養娯楽室	4,350円	5,700円	4,350円	10,050円	10,050円	14,400円		2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700円	9,600円
サークル活動室	2,100円	2,700円	2,100円	4,800円	4,800円	6,900円		1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円
201会議室	1,350円	1,800円	1,350円	3,150円	3,150円	4,500円		900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円
202会議室	1,350円	1,800円	1,350円	3,150円	3,150円	4,500円		900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円
203会議室	1,200円	1,500円	1,200円	2,700円	2,700円	3,900円		800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
401会議室	1,500円	2,100円	1,500円	3,600円	3,600円	5,100円		1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円
402会議室	1,500円	2,100円	1,500円	3,600円	3,600円	5,100円		1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円
403会議室	1,500円	1,950円	1,500円	3,450円	3,450円	4,950円		1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円

備考

- 1 償利又は宣伝を目的とした催し等に使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。
- 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし、備考1の規定の適用がある場合は、この限りでない。

イ トレーニング室の使用料 1人1回につき370円

(2) 盛岡市渋民勤労者研修センター

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室	430円	430円	550円	860円	980円	1,410円

備考

- 1 償利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

イ トレーニング室の使用料 1人1回につき250円

(2) 盛岡市渋民勤労者研修センター

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室	290円	290円	370円	580円	660円	950円

改正後						
第2研修室	360円	360円	450円	720円	810円	1,170円
第3研修室	130円	130円	160円	260円	290円	420円
技術研修室	340円	340円	430円	680円	770円	1,110円

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。
- 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし、備考1の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(3) サンライフ盛岡

ア 研修室等の使用料

区分	午前9時から	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	810円	1,350円	1,080円	2,160円	2,430円	3,240円
会議室	1,350円	2,290円	1,890円	3,640円	4,180円	5,530円
第1集会室	810円	1,350円	1,080円	2,160円	2,430円	3,240円
第2集会室	1,750円	3,100円	2,430円	4,850円	5,530円	7,280円
クラブ室（せきれい）	1,080円	1,890円	1,480円	2,970円	3,370円	4,450円
クラブ室（かきつばた）	540円	1,080円	810円	1,620円	1,890円	2,430円
クラブ室（いわて）	810円	1,350円	1,080円	2,160円	2,430円	3,240円

改正前						
第2研修室	240円	240円	300円	480円	540円	780円
第3研修室	90円	90円	110円	180円	200円	290円
技術研修室	230円	230円	290円	460円	520円	750円

備考 暖房を使用する場合は、使用時間4時間までごとに340円を暖房料として徴収する。

(3) サンライフ盛岡

ア 研修室等の使用料

区分	午前9時から	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円
会議室	1,000円	1,700円	1,400円	2,700円	3,100円	4,100円
第1集会室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円
第2集会室	1,300円	2,300円	1,800円	3,600円	4,100円	5,400円
クラブ室（せきれい）	800円	1,400円	1,100円	2,200円	2,500円	3,300円
クラブ室（かきつばた）	400円	800円	600円	1,200円	1,400円	1,800円
クラブ室（いわて）	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円

改正後						
会議室	会議室 (ひめかみ)	540円	1,080円	810円	1,620円	1,890円
	多目的室	1,350円	2,290円	1,890円	3,640円	4,180円
	音楽室	400円	670円	540円	1,070円	1,210円

備考

- 1 第2集会室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
 - 2 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3倍に相当する額とする。
 - 3 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。
ただし、備考2の規定の適用がある場合は、この限りでない。
 - 4 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

イ スポーツ室の使用料

区分	金額
全面使用（1時間までごとに）	1,340円
半面使用（1時間までごとに）	670円

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用する場合の使用料の額は、
この表により算定した額の3倍に相当する額とする。

2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合
の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。
ただし、備考1の規定の適用がある場合は、この限りでない。

改正前						
クラブ室（ひめか み）	400円	800円	600円	1,200円	1,400円	1,800円
多目的室	1,000円	1,700円	1,400円	2,700円	3,100円	4,100円
音楽室	300円	500円	400円	800円	900円	1,200円

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。

2 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

イ スポーツ室の使用料

区分	午前 9 時から	正午から午後 3 時まで	午後 5 時から	午後 7 時から
	ら正午まで	後 3 時まで	ら午後 5 時	ら午後 7 時
		まで	まで	まで
全面使用	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円
半面使用	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、
この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。

2 暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。